運輸局長 殿運輸支局長

一般貨物自動車運送事業の (特別積合せ貨物運送を除く)	□ 事業計画変更認可申請書 □ 事業計画変更届出書 □ 施行規則に基づく届出書
y	変更•届出事項
□①主たる事務所	■⑧利用運送の業務の範囲
②営業所	□ ⑨利用運送の保管施設
□③休憩・睡眠施設	□⑩利用する事業者の概要
■ ④自動車車庫	□⑪事業の休止
 □ ⑤各営業所に配置する事業用自動	前車の□□□□事業の廃止
種別ごとの数	□ ③氏名・名称又は住所
■⑥利用運送を行うかどうかの別	□ ⑭役員
□⑦利用運送の営業所	□⑤その他
(変更・届出の理由、届出事由の発生	臣の日)
住 所	(〒)
(フリガナ)	
申請者	
代 表 者	(役職) (氏名)
電話番号	
C	
代理人	
住所	
連 絡 先	(申請者・ 代理人 の別)
·= · · · · ·	(担当者氏名)
	(電話番号) (Fax番号)
	(メールアドレス)
(官庁使用欄) _受付	
(運輸局) (支局)	

						変	更∙届占	当事項									
	新	名称				#	『便番号			電	話番	号			()	
1	<i>₹</i> /1	位置				·											
主たる事務所	IΒ	名称				#	郵便番号			軍	話番	号			()	
	III	位置								•							
	*r	名称				#	『便番号			貢	話番	号			()	
2	新	位置						1									
② 営業所		名称					『便番号			育	話番	号			()	••••••
	IΒ	位置								l							
		休憩				m [†] [睡眠					mÎ	休憩睡眠				m ¹
③ 休憩·睡眠施設	新	位置				Į.	I							ı			
()営業所		休憩			,	m [†] I	垂眠	•••••		••••••		m ²	休憩睡眠]	m [*]
	IΒ	位置					I							ı			
		収容能:	カ (有蓋)		mî	(無蓋)			m [°]	(合計)				mi	道路幅員		m
④ 車庫	新	位置		1						1							
()営業所 第1車庫		収容能:	カ(有蓋)		mî	(無蓋)			m [°]	(合計)			•••••	mi	道路幅員	 	m
カ「半 焊	IΒ	位置	<u> </u>	1						Į.							
		収容能:	カ (有蓋)		mi	(無蓋)			m³	(合計)				mi	道路幅員		m
④ 車庫	新	位置	<u> </u>	1	ļ		1							Į			
()営業所 第2車庫		収容能:	カ(有蓋)		m [*]	(無蓋)			m [*]	(合計)			•••••	m ²	道路幅員	 	m
おと十年	IΒ	位置	<u> </u>	1													
	der.	収容能:	カ (有蓋)		m [‡]	(無蓋)			m³	(合計)				m³	道路幅員		m
④ 車庫	新	位置	1			•	•			,				·!			
()営業所 第3車庫		収容能:	カ (有蓋)		mi	(無蓋)		••••••	m³	(合計)	•••••	•••••	••••••	mi	道路幅員		m
30年 年	IΒ	位置	1			•	•							!			
	#c	収容能:	力 (有蓋)		mi	(無蓋)			m [*]	(合計)				mi	道路幅員		m
④ 車庫	新	位置	<u> </u>	1	1					· ·				1			
()営業所 第4車庫		収容能:	カ(有蓋)		mi	(無蓋)		••••••	m³	(合計)	•••••	•••••	••••••	mi	道路幅員		m
カフマ ナ/洋	IΒ	位置	•	•		•	•							•	•		
⑤ 各営業所に配置す	新							別紙2のと	おり								
る事業用自動車の種別ごとの数	IΒ					••••••		別紙2のと	おり	••••••	•••••	•••••	•••••	•••••		••••••	•••••••

							変更·届出	事項						 11/11/1
⑥ 利用運送を行うか	新							する	・しない	١				
どうかの別	В		する · しない 新便番号 電話					`						
	新	名称					郵便番号			電話番号		()	
7	₹ 9 1	位置												
利用運送の営業所	ІВ	名称					郵便番号			電話番号		()	•••••
	ID	位置				,								
8 利用運送の	新						一般	事業	• 宅配(更事業				
業務の範囲	IΒ		一般事業 · 宅配便事業											•••••
	新	構造及	び付帯設備								面積			m
⑨	朳	位置												
利用運送の 保管施設		構造及	び付帯設備					•			面積			 m [‡]
	IΒ	位置									•			
	新	名称							事業の種類	Į				
⑩ 利用する		住所												
事業者の概要	ІВ	名称							事業の種類	頁				
	ID	住所							•					
⑪ 事業の休止	休止·	予定日	令和	年	月	日 ~	令和	年	月	B				
① 事業の廃止	廃止 [.]	予定日	令和	年	月	日								
	新	氏名	-名称											
① 氏名・名称又は住	₹ 7 1	住	所											
所	ІВ	氏名	·名称											
	1	住	所											
	新	役職			氏名				役職		氏:	名		
⑭ 役員	471	役職			氏名				役職		氏:	名		
役員	ІВ	役職			氏名				役職		氏:	2		
	in	役職			氏名				役職		氏:	2		
	届出	内容()									
⑮ その他														
その他														

1.各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

普通自動車

所属営業所			新					IΒ		
別禺呂未別	普通	小型	牽引	被牽引	計	普通	小型	牽引	被牽引	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合計										

霊きゅう自動車

所属営業所			新					旧		
別馬呂未別	宮型	洋型	バン型	バス型	計	宮型	洋型	バン型	バス型	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合計										

2.変更する自動車の明細

所属営業所	増・減車の別	内訳	車名	年式	最大積載量	車体の形状	登録番号又は車台番号
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		

[※]内訳には、普通自動車にあっては普通・小型・牽引・被牽引の別、霊きゅう自動車にあっては宮型・洋型・バン型・バス型の別を記載すること

3.増減車予定日

令和 年 月 日から実施する。

- 4.自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後の車庫必要面積
 - (1)自動車車庫の位置及び収容能力

所属営業所名【

】営業所

	位置	収容能力(X)	
第1車庫			m
第2車庫			m
第3車庫			m
第 4 車庫			m

(2)車庫別収容車両明細

普通自動車

				配	置車両及び原	听要面	積				V / V × 100 (N)
	普通		小型		牽引			被牽引		計(Y)	Y / X × 100 (%)
第 1	38 m [°] ×	両	11 m² ×	両	27 m [°] ×	両	36	m² ×	両	両	%
車庫		m³		m²		m³			m	m³	70
第 2	38 m [°] ×	回	11 m² ×	亘	27 m [°] ×	両	36	m² ×	刯	両	%
車庫		m³		m		m³			m	m [*]	70
第 3	38 m² ×	両	11 m² ×	亘	27 m² ×	両	36	m ×	亘	両	9/
車庫		m³		m³		m²			m²	m²	70
第 4	38 m² ×	両	11 m² ×	両	27 m² ×	両	36	m² ×	画	両	%
車庫		m²		m³		m²			m²	m²	70

霊きゅう自動車

		配	置車両及び所要面	積		Y / X × 100 (%)
	宮型	洋型	バン型	バス型	計(Y)	1 / X × 100 (%)
第 1	14 m [*] × 両	14 m [*] × 両	13 m [*] × 両	20 m²× 両	両	%
車庫	m³	m³	m²	m	m³	70
第 2	14 m [*] × 両	14 m [*] × 両	13 m [*] × 両	20 m [*] × 両	両	%
車庫	m³	m³	m²	m	m³	70
第 3	14 m [*] × 両	14 m [*] × 両	13 m [*] × 両	20 m [*] × 両	両	%
車庫	m³	m³	m³	m	m³	70
第 4	14 m [*] × 両	14 m [*] × 両	13 m [*] × 両	20 m²× 両	両	%
車庫	m³	m³	m³	m	m³	70

[※]各種別の1台あたりの所要面積は参考値です。

[※]車庫の面積に余裕がない場合は、車両明細書及び車両配置図を添付して下さい。

作成にあたっての留意点

1. この様式は、一般貨物自動車運送事業用に作成されたものです。他の業種を含めて⑬氏名・名称又は住所、⑭役員の変更を届出する場合は、「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令」に基づく様式により届出することもできます。

2. 添付書類について

項目番号	添付書類
24*1	事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類 【様式1-1及び1-2】
2347	事業の用に供する施設の使用権原を有することを証する書類 (自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借り入れの場合は賃貸借契約書の写し等)
2347	都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類 【様式例1】
2347*2	営業所・車庫・休憩睡眠施設の案内図、見取図、平面(求積)図、写真
4	車庫前面道路の道路幅員証明書又は、幅員が車両制限令に抵触しないことを証する書類 (※前面道路が国道の場合は除く)
5	事業用自動車の数の変更(増車に限る)に係る宣誓書【様式例2】
2456*3	法令遵守の宣誓書 【様式例3】
9	保管施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類
10	利用する事業者との運送に関する契約書の写し
14)	貨物自動車運送事業法第5条(欠格事由)のいずれもに該当しない旨の宣誓書(新任役員)【様式例4】
15※4	届出事項によって必要な書類

※1 ②は、様式1-1及び1-2

- ④は、営業所と車庫が併設していない場合にあっては、様式1-1(収容能力のみの変更の場合を除く)
- ※2 写真については、申請時において特段の事情により提出できない場合は、事後的に提出すること。
- ※3 ②は、営業所の新設(増設に限る)の場合
 - ④は、車庫の新設、位置変更(収容能力の拡大を伴うものに限る)の場合
 - ⑤は、事業計画変更認可申請により各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数を変更する場合
 - ※変更後の事業用自動車の数が最低車両数を割る場合を除く
 - ⑥は、新たに利用運送を行う場合
- ※4 譲渡譲受、合併又は分割の終了について届出する場合にあっては、
 - ・各種手続きを終了したことを証する書類
 - ・事業用自動車として登録手続きを済ませた自動車検査証及び任意保険の写し
 - ・労働保険/保険関係成立届(写)、(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)など社会保険等に加入した員数がわかる
- ※5 ⑤は、新たに普通自動車又は霊きゅう自動車を配置しようとする場合にあっては、運賃・料金の届出の提出を行うこと

事業用自動車の運行管理及び整備管理の体制

1. 運行管理及び整備管理の体制

	担当役員	運行管理者	補助者(※1)	運転者
	氏名	氏名	氏名	建松伯
社長 ——				
	担当役員	整備管理者	補助者(※1)	
	氏名	氏名	氏名	

担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
運行管理者	人	□確保済み(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) (※2)
		口確保予定(令和 年 月 日までに確	保予定)
		・勤務時間(時 分 ~ 時 分	(※3)
		・休日(日/月)	<u> </u>
運行管理補助者	人	□確保済み(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) (※4)
(※1)		口確保予定(令和 年 月 日までに確	保予定)
整備管理者	人	□確保済み(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) (※5)
		口確保予定(令和 年 月 日までに確	保予定)
整備管理補助者	人	□確保済み	
(※1)		口確保予定(令和 年 月 日までに確	保予定)
常時選任運転者	人	(別紙のとおり)	
その他従業員	人		_

(※1)補助者を選任するときは記載する。(※2)資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3)運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4)運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5)道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

0	アルコール検知器の配備計画 設置型: <u>台</u> ・ 携行型: <u>台</u>	
0	日常点検計画 日常点検場所 : ・ 日常点検の実施者 :	
0	営業所と車庫間の距離 (※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)	
_	車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法 連絡方法 :	
	点呼実施場所が車庫の場合(※併設されていない場合のみ記入)	
	営業所と車庫間の運行管理者(補助者)の移動手段及び所要時分 移動手段 : 所要時分 : 分	
	・ 車庫における運行管理者(補助者)の駐在時間 出庫時 (時から 時まで) 帰庫時 (時から 時まで)	

- □ 点呼実施場所が営業所の場合(※併設されていない場合のみ記入) -

・運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分

移動手段 : 所要時分 :

2. 事	な防止及び過積載の防止等に対する指導教育 (※6)及び事故処理等の体制
0	事故防止に関する指導教育方法及び計画
	・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
	特定の運転者(事故惹起、初任、高齢)に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無口 有 ・ 口 該当無し
0	過積載の防止に関する指導教育方法及び計画
	・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
	・ 積載量確認方法 □ 計量器による ・ □ 運送依頼票による
0	事故処理連絡体制
	運転者
	警察署 運輸支局
(%6)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 · 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して 行う指導及び監督の指針を定める件」(平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号)
(※7)	新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの 月数を記載。
(%8)	()内に連絡先の電話番号を記載する。
0	苦情処理体制 苦情処理責任者 <u>氏名: (役職等:)</u>)
	苦情処理担当者 <u>氏名 :</u> (<u>役職等 :</u>)
0	①運輸省告示第575号(平成2年11月22日)による標準貨物自動車運送約款を適用する。 ②運輸省告示第577号(平成2年11月22日)による標準引越運送約款を適用する。
*i	適用する運送約款の□欄に ✔ 印を入れてください。

	事業計画を遂行する	に足りる有資格者	の運転者を確保する計画
-	中木山 凹ぐ 近口りる	こんりの日 貝伯石	

確保人員 :	人	• 確保予	5定人員: <u></u>	人		
国土交诵省告示第13655	号に適合する勤務	8割及び乗務割の計画	(労使協定の締約	結予定の有無	□有・□	無)

運転者氏名又は	1箇月当り	1日当りの	拘束時間	1箇月当り		運転時間		休息期間
確保予定年月日	の拘束時 間	最大	平均	の乗務日 数	2日平均 1日当り	2週平均 1週当り	連続運転	勤務と勤 務の間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

^{※「}運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は 当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。

[※] 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間の長い者上位10名を記載する。

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち、	営業所、	車庫及び
休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓	いたしま	ぎす。

令和	午	日	П
TD ↑TU	4	Н	

住		所_	
氏名	又は彳	_ 吕称_	
代	表	者_	

貨物目動車運送事業法第9条に基つき、事業用目動車に関する事業計画を変更するにな	うたつ
ては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。	

1	貨物自動 有する者が 運送事業 経過しない	が一般 の許可	貨物自 の取消	動車運送	事業	又は特	定貨物自]動車	∏(¢(У []いいえ	
2	変更に係る点以上では		所にお	ける行政が	処分	の累積	違反点数	が12	<u></u> はい	л <u>Г</u>]いいえ	
3	変更に係動車運送: 価におい	適正化	事業実	ミ施機関か	「行う	巡回指	引に、地方 導による	貨物自 総合評	<u></u> はい	.\]いいえ	
4	変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内におい はい いいえて増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。(当該合計が10両以下であるときを除く。)											
	項目4の算					申請日	 から起算し	て3ヶ月	前時点	当該合計	割合	\neg
	営業所	中部	「後の質	置車両数	(a)		の配置車			(c)=(a)-(b)	(c)÷(b) × 1	00
	令和	年	月	日 住		所						
				丘夕	∇ !-	は名称						
				-								
				代	表	者						

運輸局長 殿運輸支局長 殿

官 誓書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

なお、宣誓日以降処分日までの間に宣誓した内容と相違することとなった場合には、直ちに報告いたします。

- 1 申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長 (沖縄総合事務局長を含む。)又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長(運輸監理部長を含む。) から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処 分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受け た法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役 員として存在していた者を含む。)ではないこと。
- 2 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を 管轄する地方運輸局内における全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価にお いて「E」の評価を受けた者でないこと(当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指 導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。)。
- 3 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。
- 4 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、 有効な自動車検査証の交付を受けていること(特別な事情がある場合を除く。)。
- 5 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。
- 6 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃(以下「運賃」という。)と運送の 役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金(以下「料金」という。)とを区分して収受する旨が明 確に定められている運送約款を使用していること。

令和	年	月	日						
			1	住		所			
			(法人)						
			:	名		称			
			1	代	表	者			
			(役員)	役職			氏名		
			(役員)	役職			氏名		
			(役員)	役職			氏名		
			(役員)	役職			氏名		
			(役員)	役職			氏名		

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

なお、宣誓日以降処分日までの間に宣誓した内容と相違することとなった場合には、直ちに報告いたします。

- 1 申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長 (沖縄総合事務局長を含む。)又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長(運輸監理部長を含む。) から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処 分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受け た法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役 員として存在していた者を含む。)ではないこと。
- 2 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を 管轄する地方運輸局内における全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価にお いて「E」の評価を受けた者でないこと(当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指 導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。)。
- 3 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。
- 4 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、 有効な自動車検査証の交付を受けていること(特別な事情がある場合を除く。)。
- 5 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及 び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。
- 6 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃(以下「運賃」という。)と運送の 役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金(以下「料金」という。)とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和	年	月	日		
			住	所	
			氏	名	

貨物自動車運送事業法に規定する役員又は社員の欠格事由のいずれにも該当しないことを宣誓します。

令和	年	月	日			
			氏	名		
				_		
			氏	名		
			氏	名		
			氏	名		
			E .	名		